

# 平成22年国勢調査の産業等基本集計結果

平成22年10月1日現在で実施した「平成22年国勢調査」の産業等基本集計結果が平成24年4月24日、総務省統計局から公表されました。

国勢調査は、わが国に居住するすべての人を対象として、5年ごとに行われ、人口や世帯などの実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、未来のまちづくり、国づくりのための大切な基礎資料として利用されます。

## 人口等基本集計表より人口及び世帯数

		人口			世帯数		
		平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年	平成22年
日高町	総数	15,783	14,730	13,615	6,532	6,332	6,064
	男	7,971	7,402	6,785			
	女	7,812	7,328	6,830			
(日高地区)	総数	2,306	2,095	1,798	1,004	954	872
	男	1,180	1,049	908			
	女	1,126	1,046	890			
(門別地区)	総数	13,477	12,635	11,817	5,528	5,378	5,192
	男	6,791	6,353	5,877			
	女	6,686	6,282	5,940			

## 平成22年産業等基本集計表より15歳以上就業者数

	日高町	(日高地区)	(門別地区)
総数	6,877	886	5,991
農業、林業	1,967	117	1,850
うち農業	(1,899)	(74)	(1,825)
漁業	196	5	191
鉱業、採石業、砂利採取業	30	4	26
建設業	518	64	454
製造業	390	24	366
電気・ガス・熱供給・水道業	68	28	40
情報通信業	15	3	12
運輸業、郵便業	231	46	185
卸売業、小売業	666	70	596
金融業、保険業	47	6	41
不動産業、物品賃貸業	29	2	27
学術研究、専門・技術サービス業	112	27	85
宿泊業、飲食サービス業	311	85	226
生活関連サービス業、娯楽業	475	29	446
教育、学習支援業	308	77	231
医療、福祉	603	92	511
複合サービス事業	236	22	214
サービス業(他に分類されないもの)	311	41	270
公務(他に分類されるものを除く)	363	144	219
分類不能の産業	1	0	1
(再掲) 第1次産業	2,163	122	2,041
(再掲) 第2次産業	938	92	846
(再掲) 第3次産業	3,775	672	3,103

詳しい結果は総務省統計局のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>

職業別就業者数などの集計結果も順次上記のホームページで公表される予定です。

次回の国勢調査は、平成27年10月1日現在で実施される予定です。

お問い合わせ先

日高町 企画財政課 まちづくり・広報統計グループ TEL 01456-2-6181

総務省 北海道地域テレビ受信者支援センター（デジサポ北海道）  
からの重要なお知らせです

静内中継局の地上デジタル放送をご覧の皆さまへ  
地上デジタル放送のチャンネル周波数が変わります

受信障害を解消するために、STV、HTB、UHBの3つのチャンネルを変更します。  
チャンネル変更の方法は、3つのチャンネルについて新・旧チャンネルの電波を同時に放送し、  
受信機が自動で旧チャンネルから新チャンネルへ切り替わるよう、放送の電波に信号を加えて  
作業を実施していきます。

□ 新チャンネル 7月 2日から（放送開始） □ 旧チャンネル 8月23日まで（放送終了）

なお、ほとんどの受信機は自動で切り替わりますが、上記3つのチャンネルの映りが悪くなった  
場合（ブロックノイズなど）は、ご自身で「チャンネル再設定」をお願いいたします。

札幌テレビ放送（STV） リモコン番号5（31ch→35ch）  
北海道テレビ放送（HTB） リモコン番号6（20ch→39ch）  
北海道文化放送（UHB） リモコン番号8（33ch→37ch）

※上記3つのチャンネル以外は、変更ありません。また、札幌局、平取局、及び室蘭局受信者も変更ありません。  
※リモコン番号はそのままです。詳しくは折り込みのチラシをご覧ください。

チャンネル周波数変更に関するお問い合わせは「チャンネル変更コールセンター」までお願いいたします。

電話：0120-922-303 ※IP電話などで上記番号につながらない場合は、03-4321-0770まで  
受付時間：平日 午前9時～午後9時 土日祝 午前9時～午後6時

米トレーサビリティ法について

平成23年7月1日から『米トレーサビリティ法』によりお米を提供する場合、そのお米の産地情報をお知らせする事が義務化されています。

米トレーサビリティ法の概要

